

# 感染対策

## I. 院内感染対策指針

済生会今治第二病院では院内感染対策を講じるにあたり、以下の基本指針を基に組織全体として対策に取り組む。

### 1. 基本指針

- 1) 衛生的な医療・介護の提供ができる療養環境を提供する
- 2) 院内・外（在宅）での感染症発生を予防し、早期発見・早期対処に努めるスタンダードプレコーション [=標準予防策] の遵守
- 3) 伝播経路を早期に遮断する
- 4) Evidence-based infection control（根拠のある感染症対策）に努める
- 5) 職員への感染防止策の徹底・教育
- 6) 院内の感染対策組織の構築および関連組織・行政機関との連携
- 7) すべての人の人権尊重と守秘義務の遵守

### 2. 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

「院内感染対策の基本指針」を実践し、かつ、患者および利用者、医療・介護従事者の感染からの保護、医療・介護従事者の感染に対する知識と技術の向上、可能な限り費用対効果を考慮の上、これらの目標を達成する事を目的として、院内感染対策委員会、ICT 委員会を設置する

### 3. 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

全職員を対象に、感染対策に関する研修会を年2回以上開催し、院内感染に必要な基本的な考え方や具体的な方策の周知徹底を図る。新規採用職員には ICT や看護部による感染対策の初期研修を行うほか、必要に応じて臨時研修会も開催する。また、院内Webを活用し感染防止に関する情報を迅速に提供することで情報共有に努める。院外の感染対策に関わる講習会や学会・研究会等の開催情報を職員に告知し、参加希望者の参加を支援する。研修実施内容や参加状況は記録・保存する。

### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

医療関連感染発症予防・医療関連感染蔓延防止を図るため、院内における感染症の発生状況、病棟・通所リハビリテーション浴槽のレジエナラ検査結果を ICT 委員会及び感染対策委員会に報告する。さらに、感染症情報により、アウトブレイク防止のための報告菌感受性結果の月別集計等は院内 Web 上にて閲覧可能とし、病院職員に通知する。法令で定められ

た報告すべき疾患や、院内で対応困難な事態が発生した場合は保健所等に報告し対応を相談する。

## **5. 患者・利用者等に対する指針の閲覧に関する基本方針**

この指針は、患者さま・利用者さま・地域の皆さまに感染対策の理解と協力を得るため、院内掲示やホームページに掲載する。